三重県土地家屋調査士会

賃金規程

三 重 県 土 地 家 屋 調 査 士 会

第１章　　総　則

（目　的）

第1条　この規程は、就業規則第62条（賃金）の定めに基づき、三重県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）の職員の賃金に関する事項を定めるものである。

（適用範囲）

第2条　この規程は、就業規則第3条（適用範囲）に定める職員に適用する。ただし、パートタイマー等就業形態が特殊なものについて、その者に適用する労働条件通知書等により定めをした場合は、その定めによる。

（賃金の支給範囲）

第3条　賃金とは、職員の労働の対償として支払われるすべてのものをいう。したがって、職員が労働しないときは別段の定めによる場合のほか賃金を支払わない。

第２章　　賃　金

第１節　月例賃金

（賃金の構成）

第4条　賃金は、基本給、手当１、手当２、割増賃金からなる。

①　基本給

②　手当１

事務局長手当

精励手当

③　手当２

通勤手当

④　割増賃金

時間外割増賃金

休日割増賃金

深夜割増賃金

（基本給）

第5条　基本給は、職員各人の職務の内容、成果、意欲、遂行能力、経験及び年齢等を総合考慮のうえ正副会長協議により、別に定められた基本給表により職務号棒の月額を決定する。

（事務局長手当）

第6条　職員のうち事務局長の地位にあるものについて、その特殊性に基づき正副会長協議により別に定められた事務局長手当表により職務号棒の月額を事務局長手当として支給することができる。

（精励手当）

第7条　精励手当は、毎賃金計算期間中に次のとおり勤務したものに支給する。

(1) 皆勤の場合　　金３，０００円

(2) １日欠勤の場合　　金２，０００円

(3) ２日欠勤の場合　　金１，０００円

2　遅刻、早退は、３回をもって１日欠勤とみなす。

（通勤手当）

第8条　職員の通勤手当については、別に定める「職員通勤手当支給規程」により支給する。

（割増賃金）

第9条　割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

(1) 時間外割増賃金（所定労働時間を超えて労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給＋手当１}}{\text{１か月平均所定労働時間}} \times （１＋0.25）\times \text{所定外労働時間数}$$

(2) 休日割増賃金（法定の休日に労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給＋手当１}}{\text{１か月平均所定労働時間}} \times （１＋0.35）\times \text{法定休日労働時間数}$$

(3) 深夜割増賃金（午後10時から午前５時までの間に労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給＋手当１}}{\text{１か月平均所定労働時間}} \times 0.25\times \text{深夜労働時間数}$$

2　前項各号の１か月平均所定労働時間数は、次の算式により計算する。

年間所定労働日数　×　１日所定労働時間数　÷　12

第２節　賃金の支払いと計算

（賃金の支払）

第10条　賃金は通貨で直接本人にその全額を支払う。ただし、職員の同意を得たときは、その指定する金融機関等の口座への振込みにより賃金の支払いを行う。

（賃金の控除）

第11条　次に掲げるものは、賃金から控除する。

(1) 源泉所得税
(2) 住民税
(3) 健康保険及び厚生年金保険の保険料（介護保険料を含む。）の被保険者負担分
(4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
(5) 労使協定により賃金から控除することとしたもの

（賃金の計算期間及び支払日）

第12条　賃金は、前月26日から当月25日までの分について、当月末日に支払う。ただし、賃金支払日が休日にあたるときは、その直前の休日でない日に支払う。

2　前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、職員（本人が死亡したときはその者の収入によって生計を維持されていた者）の請求により、賃金支払日以前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

(1) 職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合
(2) 職員又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は親族の葬儀を行い、その臨時の費用を必要とする場合
(3) 職員又はその収入によって生計を維持する者が死亡した場合
(4) 職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷する場合その他特別の事情があると本会が認めた場合

（中途入社時等の場合の日割計算）

第13条　賃金計算期間の途中に入社、退職、休職又は復職した場合は、その月の賃金を下記の算式により日割計算して支払う。

$$\frac{\text{基本給＋手当１＋手当２}}{\text{その月の所定労働日数}} \times \text{出勤日}$$

（欠勤等の場合の時間割計算等）

第14条　欠勤、遅刻、早退及び私用外出をした場合の時間については、原則として１日又は１時間当たりの基本給に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。諸手当については、欠勤等の期間を考慮してその都度判断するものとする。ただし、賃金計算期間中の全部を休業した場合は、基本給、諸手当は、すべて支給しない。

(1) 遅刻・早退・私用外出等の控除

$$\frac{\text{基本給}}{\text{その月の所定労働時間}} \times \text{不就労時間数}$$

(2) 欠勤控除

$$\frac{\text{基本給}}{\text{その月の所定労働日数}} \times \text{不就労日数}$$

2　前項にかかわらず、職員が職務上の負傷又は疾病による欠勤等と正副会長が認めたときは、理事会の承認する額を支給することができる。

（休暇等の賃金）

第15条　就業規則第49条（年次有給休暇）及び就業規則第52条（特別休暇）に定める休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

2　次の休暇及び休業期間等は無給とする。ただし、特別な事情があるときは理事会の承認する額を支給することができる。

(1) 公民権行使の時間

(2) 産前産後休業

(3) 母性健康管理のための休暇等の時間

(4) 生理日の措置の日又は時間

(5) 育児時間

(6) 育児・介護休業期間（勤務時間の短縮の場合は短縮された時間）

(7) 子の看護等休暇及び介護休暇

(8) 休職期間

3　本会の責めに帰すべき事由により、休業したときは、休業手当を支給する。休業手当の額は、１日につき平均賃金の6割とする。

（賃金の改定）

第16条　賃金の改定（昇給、降給、現状維持のいずれかとする。）については、原則として毎年４月又は１０月に行うこととし、改定については、本会の財務状況、及び職員の勤続年数、職務遂行能力、勤務成績、勤務態度等を勘案して正副会長協議の上、各人ごとに別に定められた基本給表により職務号棒の月額を決定する。

2　前項のほか、特別に必要があるときは、臨時に賃金の改定を行うことがある。

3　第二項に規定する賃金の改定は、予算の範囲内で行わなければならない。

第３章　期末手当

（期末手当）

第17条　本会は、本会の財務状況、職員各人の査定結果、本会への貢献度等を考慮して、基本給の5.0倍以内に該当する金額を６月30日と12月10日（支払日が休日にあたるときは、その直前の休日でない日）に２回に分けて期末手当として支給する。ただし、本会の財務状況等により支給時期を延期し、又は支給しないことがある。また、パートタイマー等は、原則として対象者から除外する。

2　期末手当は、支給日当日に本会に在籍し、かつ通常に勤務していた者について支払うものとする。

3　前二項にかかわらず、支給日当日において在職年数が３ヶ月に満たない職員及び特に勤務成績、勤務態度が不良な職員には、支給しないことがある。

（定年退職者等の扱い）

第18条　前条第1項の支給日以外であっても、本会都合による被解雇者については、期末手当算定対象期間中の在籍期間及びその間の勤務成績に応じた金額の賞与を支払うことがある。

第４章　慶弔金等

（慶祝金）

第19条　職員に対する慶祝金を次の区分により支給する。ただし、試用期間中の職員、パートタイマー等は、原則として対象者から除外する。

(1) 本人が結婚したとき　　金３０，０００円

(2) 本人または、妻が出産したとき　　金１０，０００円

（弔慰金）

第20条　職員に対する弔慰金を次の区分により支給する。ただし、試用期間中の職員、パートタイマー等は、原則として対象者から除外する。

(1) 本人が在職中に死亡したとき　　金３０，０００円及び生花１対 並びに弔電

(2) 配偶者が死亡したとき　　金１０，０００円及び生花１対 並びに弔電

(3)父母又は子が死亡したとき　　生花１対 又は 相当額の香典 並びに弔電

（災害見舞金）

第21条　職員が天災地変その他不可抗力により被災したときは、その状況に応じ正副会長協議のうえ、金５０，０００円以内の範囲で見舞金を支給する。ただし、試用期間中の職員、パートタイマー等は、原則として対象者から除外する。

（傷病見舞金）

第22条　職員が負傷又は疾病により１か月以上の療養を要するときは、その状況に応じ正副会長協議のうえ、金５０，０００円以内の範囲で見舞金を支給する。ただし、試用期間中の職員、パートタイマー等は、原則として対象者から除外する。

第５章　　雑　則

（規程の改廃）

第23条　この規程は、経済情勢の変化、関係諸法規の改正及び本会の財務状況等の変化により必要があるときは、本会の全職員の過半数を代表する者の意見を聴き、理事会の決議を経て改定することができる。

附　　則

この規程は、「三重県土地家屋調査士会職員給与規程」を全面改訂し、

平成２９年３月２６日から施行する。

この規程は、令和３年１月１日から施行する。

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

三重県土地家屋調査士会　基本給及び事務局長手当表

職務号俸	基本給(円)	事務局長手当(円)	職務号俸	基本給(円)	事務局長手当(円)
1	137,500		31	288,700	25,000
2	141,900		32	291,900	〃
3	146,500		33	294,200	〃
4	151,800		34	296,100	〃
5	157,700		35	298,100	〃
6	163,800		36	300,000	30,000
7	170,200		37	302,000	〃
8	174,800		38	303,900	〃
9	178,600		39	305,700	〃
10	181,800		40	307,600	〃
11	184,700		41	309,600	〃
12	187,500		42	311,500	〃
13	189,800		43	313,400	〃
14	191,900		44	315,300	〃
15	193,500		45	317,100	〃
16	206,000	20,000	46	322,400	〃
17	211,400	〃	47	328,400	〃
18	216,400	〃	48	334,000	〃
19	221,100	〃	49	337,600	〃
20	229,000	〃	50	340,900	〃
21	236,400	〃	51	344,000	〃
22	242,800	〃	52	346,300	〃
23	249,200	25,000	53	348,500	35,000
24	255,400	〃	54	350,800	〃
25	260,900	〃	55	353,000	〃
26	266,400	〃	56	355,200	〃
27	271,400	〃	57	357,600	〃
28	276,500	〃	58	359,800	〃
29	281,000	〃	59	362,100	〃
30	285,000	〃	60	364,300	〃